

第 22 回理事会・第 12 回評議員会 決議

平成 29 年度
事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から

平成 30 年 3 月 31 日まで

公益財団法人 東教育財団

1 助成事業について

(1) 学校教育事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する学校教育法第1条に規定する学校(私立学校を除く)のうち、幼稚園、小学校及び中学校。

② 助成対象となる事業

大阪市中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業。ただし、事業実施に要する経費の全額を公費で負担すべき事業はこの限りでない。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできません)。

④ 助成の基準

- ・ 幼稚園 1園につき 30万円限度 事業数は問わない
- ・ 小学校 1校につき 40万円限度 事業数は問わない
- ・ 中学校 1校につき 60万円限度 事業数は問わない

(2) 社会教育・生涯学習事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生涯学習団体。

② 助成対象となる事業

大阪市中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、社会教育事業助成と生涯学習事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできません)。

④ 助成の基準

- ・ 社会教育事業助成 1団体1事業 10事業まで 1事業 35万円から60万円の範囲内
- ・ 生涯学習事業助成 1団体1事業 8事業まで 1事業 10万円限度

(3) 地域文化・まちづくり事業助成

① 助成対象となる団体

大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体。

② 助成対象となる事業

大阪市中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、地域文化事業助成とまちづくり事業助成の2種とする。

③ 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできません)。

④ 助成の基準

- ・地域文化事業助成 1 団体 1 事業 20 事業まで 1 事業 15 万円限度
- ・まちづくり事業助成 1 地域 40 万円限度

(4) 募集期間 3月1日(水)～ 3月17日(金)

期日(3月17日)を過ぎて届いた申請は、無効とします。

(5) 平成29年度事業助成募集要項 … 別紙-1

(6) 助成事業の広報

- ① 財団のホームページに掲載
- ② 「大阪日日新聞」(2月1日付)に募集広告掲載
- ③ 「広報ちゅうおう」2月号に募集広告掲載

2 広報啓発事業

「東教育財団だより」の発行

東教育財団の事業と、大阪の文化・歴史を紹介する季刊誌を発行する。

- ・発行時期 年4回 (4月春号、7月夏号、10月秋号、1月冬号)
- ・仕様等 A4版4頁、200部発行
- ・財団ホームページにも掲載